

高松市監査委員告示第27号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

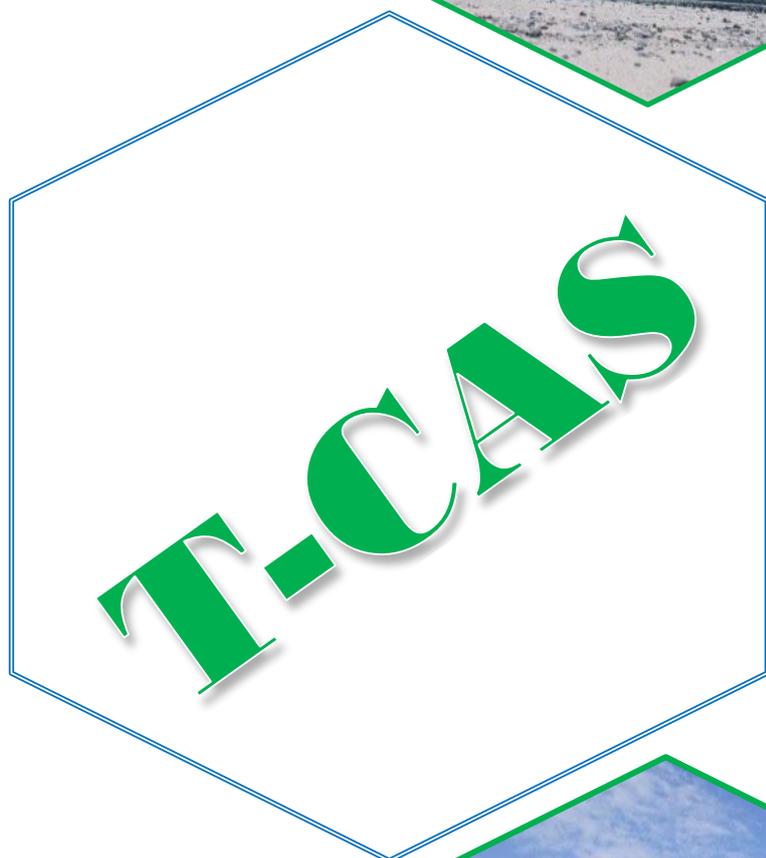
令和2年8月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

監査結果に基づく 措置通知

(財政援助団体等監査)

(令和2年8月31日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

R2.8.31

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課又は監査対象団体等	措置通知日
1	R元	R元.12.27	第22号	指摘	適正な収支決算書の作成について	P5	高松市学校保健会	R2.7.15
2				指摘	処務規程に基づく事務の執行について	P6		
3				意見	学校保健会事業の効果的な運用について	P7		
4				意見	適切な管理体制の構築について	P8		

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／高松市学校保健会		
告示番号	高松市監査委員告示第22号	告示日	令和元年12月27日
区分	指 摘		
指摘の項目	適正な収支決算書の作成について		
指摘の内容	収支決算書の作成については、差異のないように、適正に作成されたい。		
公表文該当 ページ	P5		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/zaisei.files/zaien20191227.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年7月15日
所管課	教育局 保健体育課
措置を行った 団体等	高松市学校保健会
措置結果	本件指摘事項については、高松市学校保健会処務規程に基づき、収支決算書において、適正な事務処理となるよう訂正するとともに、令和2年5月20日付けで補助事業等実績訂正報告書を高松市長に提出した。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／高松市学校保健会		
告示番号	高松市監査委員告示第22号	告示日	令和元年12月27日
区分	指 摘		
指摘の項目	処務規程に基づく事務の執行について		
指摘の内容	処務規程に基づき、適切な事務処理を行われたい。		
公表文該当 ページ	P6		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/zaien20191227.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年7月15日
所管課	教育局 保健体育課
措置を行った 団体等	高松市学校保健会
措置結果	本件指摘事項については、令和2年度から、高松市学校保健会処務規程に基づき、決裁等の専決事項や文書の保存期間等において、適正な事務処理を行っている。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／高松市学校保健会		
告示番号	高松市監査委員告示第22号	告示日	令和元年12月27日
区分	意見		
意見の項目	学校保健会事業の効果的な運用について		
意見の内容	高松市学校保健会事業について、事業の必要性やより大きな効果を得られるような事業の在り方を関係諸団体と協議し、効果的な運用を実施されたい。		
公表文該当 ページ	P7		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/zaien20191227.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年7月15日
所管課	教育局 保健体育課
措置を行った 団体等	高松市学校保健会
措置結果	本件意見については、香川県学校保健会と事業内容等について協議を行った結果、香川県学校保健会から各学校への冊子の配布や研修を行っているなど、学校保健の推進に有意義であり、負担金、助成金とも適正であると判断できたことから、現状どおりの運用とすることとした。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／高松市学校保健会		
告示番号	高松市監査委員告示第22号	告示日	令和元年12月27日
区分	意見		
意見の項目	適切な管理体制の構築について		
意見の内容	事務処理誤りを未然に防ぐためのチェック体制の強化を行うなど、適切な管理体制の構築を図られたい。		
公表文該当 ページ	P8		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/zaien20191227.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年7月15日
所管課	教育局 保健体育課
措置を行った 団体等	高松市学校保健会
措置結果	本件意見については、令和2年度から、高松市学校保健会処務規程に基づき、全ての事務について決裁者の決裁を受け、適正な事務処理を行っている。また、事務処理について誤りが発生しないよう、事務担当者に対して書類等への正確な記載及び厳正な会計管理の徹底を指示するとともに、決裁ルートの承認者及び決裁者による関係書類の確認を行うようにするなど、チェック体制を強化した。